

宇都宮市上下水道局下水道マンホール蓋広告募集要項

1 目的

下水道使用料以外の新たな独自財源を確保し、市民サービスの向上及び地域経済の活性化を目的として、下水道資産の有効活用及び下水道事業の啓発を図るため、宇都宮市上下水道局（以下「局」という。）が所有する下水道マンホール蓋（以下「マンホール蓋」という。）へ広告掲出を希望する事業者（以下「事業者」という。）を募集します。

2 事業内容

本事業は、事業者が、局が所有するマンホール蓋へ広告を掲出し、局が規定する広告掲出料を局に納入するものです。

3 規格等

(1) 広告掲出の位置及び広告媒体の数量

- ・ 広告掲出の対象となるマンホール蓋は、宇都宮駅西口（宇都宮市駅前通り1丁目地内）の歩道上にあるマンホール蓋2か所及び、宇都宮駅東口（宇都宮駅宮みらい2番地内、東宿郷2丁目地内）の歩道上にあるマンホール蓋3か所となります。詳細は「下水道マンホール蓋広告位置図」をご覧ください。
- ・ 同一事業者が複数箇所を申し込むことは可能です。ただし、複数の事業者から応募があり、最高額を提示した者が2者以上あるときは、抽選により広告主を決定します。

(2) 広告媒体の規格

- ・ 形状：真円
- ・ 大きさ：直径50cm
(直径60cmの円形マンホール蓋（鋳鉄製）の中心部から半径25cmの円形)
- ・ 彩色：フルカラー
- ・ 仕様：「宇都宮市型下水道用鋳鉄製マンホールふた仕様書」の性能に準拠し、広告プレートを蓋裏1点止めで取り付けできる構造とする。
- ・ 注意事項：デザインには、社名、ロゴ、会社理念、営業品目・種別及びオリジナルキャラクター等の記載は可能ですが、特定商品名、住所及び二次元バーコード等の記載はできませんのでご注意ください。（デザインについては、審査において指摘があった場合、提出されたデザインから一部変更いただくことがございますのであらかじめご了承ください。）

(3) 広告掲出の期間

- ・ 広告を掲出する期間は、原則1年単位としますが、令和8年度については、設置期間を令和8年10月1日から令和9年3月31日までとします。

なお、広告主が広告掲出の延長を希望する場合には、1年を単位として延長することができますが、広告物の耐用年数が3年であるため、3年を超える延長は認めません。

(4) 広告掲出料及び作製料（以下「広告掲出料等」という。）

広告掲出料は、1箇所につき年額150,000円を最低価格とした一般競争入札方式により落札された価格に、消費税及び地方消費税を付した金額とします。ただし、令和8年度については、設置期間を令和8年10月1日から令和9年3月31日までとするため、月額12,500円を最低価格とした一般競争入札方式により落札された価格に、消費税及び地方消費税を付した6か月分の金額とします。

(5) 広告掲出料以外の費用

広告の掲出に係る以下の費用は、事業者の負担とします。

- ・ 広告デザイン作製に係る費用
- ・ マンホール蓋広告のデザインプレート作製に係る費用
- ・ マンホール蓋広告に破損（経年劣化を含む）等が生じた場合の原状回復に要する費用

なお、マンホール蓋本体の作製に係る費用、設置及び撤去に係る費用、維持管理に係る費用については局が負担します。

4 広告掲出料等の納付等

- ・ 広告掲出料等は、局が発行する納付書により、納付書に記載された納期限（局が指定する期日）までに、年度ごとに一括して納付をしていただきます。
- ・ 納入された広告掲出料等は、還付しないものとします。ただし、事業者の責めに帰することができない理由により広告ができなかったとき等、局がやむを得ないと認める場合、広告掲出料等の全部又は一部を還付します。

5 維持管理等

(1) 維持管理

- ・ 作製した広告物は、局が所有権を有するものとします。
- ・ 局は、広告物を掲出したマンホール蓋の維持管理を行います。
- ・ 局は、マンホール蓋に起因して、第三者に損害を与えた場合は、その責任を負います。ただし、広告物のデザインに起因して第三者に損害を与えた場合は、事業者がその責任を負います。
- ・ 局は、第三者による広告のき損、盗難、遺失等については、局の責に帰すべきことが明らかな場合を除き、その責を負いません。

(2) 撤去

- ・ 局は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該広告物を撤去することができます。
ア 掲出期間が終了した場合

イ 広告物の掲出の決定を取り消した場合

6 審査

- ・ 広告の内容及びデザインについては、提出された書類に基づき、宇都宮市上下水道局下水道マンホール蓋広告掲出取扱要領及び宇都宮市上下水道局広告事業掲出基準の規定を準用し、局が審査します。
- ・ この要項に適合しないもの又は虚偽の内容が記載されているものは失格とします。
- ・ 審査の経緯は公表しません。また、審査結果に対する異議申立てはできません。
- ・ 審査の結果、その内容が適当であると認められるものが入札の対象となります。
- ・ 審査結果は応募者それぞれに書面で通知します。

7 申込方法

(1) 提出書類等

- ・ 宇都宮市上下水道局下水道マンホール蓋広告掲出申込書（様式第1号）
- ・ 会社案内等（法人のパンフレット等、会社の概要がわかるもの）
- ・ 広告案、事業計画書等の広告掲出に係る書類

(2) 募集時期

- ・ 令和8年5月28日（木）から令和8年6月30日（火）まで

※ 局ホームページにより募集案内をします。

※ 募集期間中に応募がなかった場合は、随時募集（毎月末締め切り）とします。

(3) 提出先及び方法

- ・ 提出先

宇都宮市上下水道局 経営企画課 企画財政広報グループ

〒320-8543 宇都宮市河原町1番41号

Eメール：u4305@city.utsunomiya.tochigi.jp

- ・ 提出方法

持参、郵送又はメール

※ 受付は、土曜日・日曜日・祝休日を除く午前8時30分から午後5時15分まで

8 スケジュール

令和8年5月28日（木）	募集開始
6月30日（火）	募集締め切り、審査開始
7月下旬	結果通知
8月上旬	デザイン案決定後、デザインプレートの作製開始

10月 1日 (木)

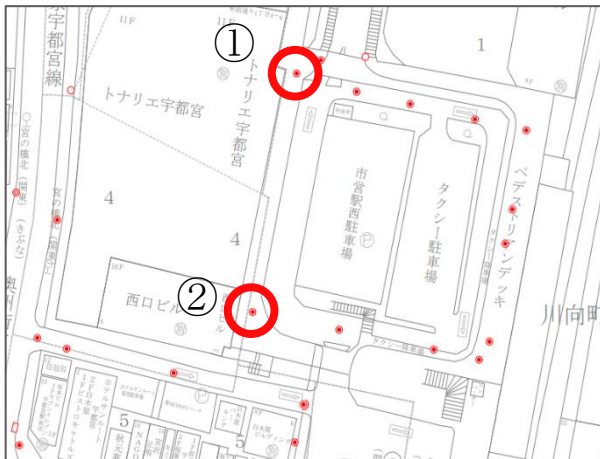
広告設置開始

9 その他

- 提出された書類は、原則、返却しません。
- 本募集要項に記載されていない事項については、宇都宮市上下水道局下水道マンホール蓋広告掲出取扱要領及び宇都宮市上下水道局広告事業掲出基準の規定を準用します。

【下水道マンホール蓋広告位置図】

- J R宇都宮駅西口 2か所



- J R宇都宮駅東口 (3か所)

